

## 市第4号議案 横浜市市税条例の一部改正

新築された省エネルギー性能の高い住宅に係る都市計画税の減額措置について、対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長を行うとともに、地方税法の一部改正等に伴う関係規定の整備を行うため、横浜市市税条例の一部を改正します。

税目	改正案の内容															
都市計画税	<p><b>○ 新築された省エネルギー性能の高い住宅に対して課する都市計画税の減額措置の対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長</b>  <b>【市税条例附則第13条の3の4】</b></p> <p>本市が独自に導入している新築された省エネルギー性能の高い住宅に対する都市計画税の減額措置が、令和8年3月31日で適用の期限を迎えました。</p> <p>住宅の省エネルギー化に係る国の動向や本市の政策等を踏まえ、現行の基準を上回る省エネルギー性能を有する住宅の普及を促進させるため、減額措置の対象を、断熱等性能等級6以上の性能を有する「高断熱住宅」に重点化した上で、適用期間を5年延長します。</p> <p><b>【現行】～令和8年3月31日新築分</b></p> <table border="1" data-bbox="188 748 1027 1168"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象資産 (家屋)</th> <th>減額 内容</th> <th colspan="2">減額期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">断熱等性能等級5以上</td> <td>認定低炭素住宅等</td> <td>1/2</td> <td>戸建住宅等 マンション等</td> <td>新築後3年度分 新築後5年度分</td> </tr> <tr> <td>認定長期優良住宅</td> <td>1/2</td> <td>戸建住宅等 マンション等</td> <td>新築後5年度分 新築後7年度分</td> </tr> </tbody> </table>		対象資産 (家屋)		減額 内容	減額期間		断熱等性能等級5以上	認定低炭素住宅等	1/2	戸建住宅等 マンション等	新築後3年度分 新築後5年度分	認定長期優良住宅	1/2	戸建住宅等 マンション等	新築後5年度分 新築後7年度分
	対象資産 (家屋)		減額 内容	減額期間												
断熱等性能等級5以上	認定低炭素住宅等	1/2	戸建住宅等 マンション等	新築後3年度分 新築後5年度分												
	認定長期優良住宅	1/2	戸建住宅等 マンション等	新築後5年度分 新築後7年度分												
<p><b>【改正案】令和8年4月1日～令和13年3月31日新築分</b></p> <table border="1" data-bbox="1183 748 1970 1168"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象資産 (家屋)</th> <th>減額 内容</th> <th colspan="2">減額期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断熱等性能等級6以上</td> <td><u>高断熱住宅</u></td> <td>1/2</td> <td>戸建住宅等 マンション等</td> <td>新築後3年度分 新築後5年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">重点化・5年延長</p> <p><b>【適用】</b> 令和9年度分の都市計画税から適用</p> <p>※ 認定低炭素住宅等：断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合する等、省エネルギー性能を有する一定の住宅</p> <p>※ 認定長期優良住宅：耐震性や省エネルギー性能など一定の基準を満たし、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅</p>	対象資産 (家屋)		減額 内容	減額期間		断熱等性能等級6以上	<u>高断熱住宅</u>	1/2	戸建住宅等 マンション等	新築後3年度分 新築後5年度分						
対象資産 (家屋)		減額 内容	減額期間													
断熱等性能等級6以上	<u>高断熱住宅</u>	1/2	戸建住宅等 マンション等	新築後3年度分 新築後5年度分												

税目

改正案の内容

○ 熱損失防止改修工事等が行われた既存住宅に対して課する都市計画税の減額措置の延長

[市税条例附則第13条の7、第13条の8、第13条の8の2、第13条の8の3]

地方税法の改正により、熱損失防止改修等住宅及び耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額措置が5年延長されたことから、これを準用して本市が独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に適用期間を5年延長します。

＜熱損失防止改修等住宅に対する減額措置＞

【現行】

対象資産 (家屋)	減額内容	改修工事の期間
熱損失防止改修等住宅	工事完了の翌年度分 1/3	令和8年3月31日まで
うち認定長期優良住宅	工事完了の翌年度分 2/3	

5年延長

【改正案】

改修工事の期間
令和13年3月31日まで

【適用】 令和9年度分の都市計画税から適用

※ 熱損失防止改修等住宅：太陽光発電設備の設置や窓の断熱改修など、省エネルギー化に資する一定の改修工事を行った住宅

＜耐震基準適合住宅に対する減額措置＞

【現行】

対象資産 (家屋)	減額内容		改修工事の期間
	耐震診断義務付け住宅	耐震診断義務がない住宅	
耐震基準適合住宅	工事完了後2年度分 1/2	工事完了の翌年度分 1/2	令和8年3月31日まで
うち認定長期優良住宅	工事完了の翌年度分 2/3 翌々年度分 1/2	工事完了の翌年度分 2/3	

5年延長

【改正案】

改修工事の期間
令和13年3月31日まで

【適用】 令和9年度分の都市計画税から適用

※ 耐震基準適合住宅：地震に対する安全性の向上を目的とした一定の耐震改修工事が行われ、耐震基準を満たすこととなった住宅

都市計画税

○ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税割合の設定【市税条例附則第9条】

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）について、地方税法の改正により、適用期間が3年間延長されるとともに、対象資産及び課税割合の見直しが行われたことに伴い、課税割合を設定します。

※ わがまち特例：課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み

【現行】

対象資産 (償却資産)		課税割合	
		地方税法	本市
太陽光 発電 設備	1,000kw 以上	【参酌基準】 3/4 【範囲】 7/12-11/12	7/12
	1,000kw 未満	【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2-5/6	1/2
風力 発電 設備	20kw 以上	【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2-5/6	1/2
	20kw 未満	【参酌基準】 3/4 【範囲】 7/12-11/12	7/12

【改正案】

対象資産 (償却資産)		課税割合	
		地方税法	本市
ペロブスカイト太陽電池を使用した 一定の太陽光発電設備		【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3-2/3	1/3
再エネ海域利用法に基づく 洋上風力発電設備		【参酌基準】 3/5 【範囲】 1/2-7/10	1/2
港湾法に基づく洋上風力発電設備、 温対法・農山漁村再エネ法に基づく 陸上風力発電設備		【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2-5/6	1/2



【適用】 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得した設備について、新たに固定資産税が課される年度から3年度分

< 課税割合の設定理由 >

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本市でも横浜市地球温暖化対策実行計画において、基本方針の一つに「徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大」を掲げ再エネ設備の導入拡大に向けた取組を進めており、需要創出のためのインセンティブを付与する必要があるため

固定資産税

固定資産税

○ 固定資産税の免税点の見直し【市税条例第43条】

地方税法の改正により、物価指数等の上昇を踏まえ、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点（※）について引き上げられたことから、規定を整備します。家屋：30万円（現行20万円） 償却資産：180万円（現行150万円）（土地：30万円（据え置き））

※ 免税点：各区内において所有する土地、家屋、償却資産の課税標準額がこの金額に満たない場合は、固定資産税が課税されない。

【適用】 令和9年度分の固定資産税から適用

その他

地方税法の改正等に伴い、本市の条例についても同様に改正が必要な条文について、整備を行います。